

契約権限の変更（一括変更及び一部変更）の手続方法について

「契約権限の変更（以下、「権限変更」という。）」は、既に資格審査を受けた入札参加資格の申請者を1事業者内で変更する手続です。

契約権限を変更することができる最小の単位は、業種・業務で、受注希望工事・業務は対象になりません。

なお、権限変更は「一括変更」と「一部変更」に区別されます。

「一括変更」は「システムを利用した変更」、「一部変更」は「様式による変更」でそれぞれ申請してください。

「一括変更」とは

・埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が業者IDを得ていない事業所に対して、登録している入札参加資格の全てを譲り渡す場合をいいます。

⇒**システムを利用した変更**に該当します。手続方法は、次のホームページで確認してください。

埼玉県ホームページ> 電子入札総合案内> 入札参加資格申請（工事等）> 変更申請のページ
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/henkou.html>

「一部変更」とは

・埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が別の事業所に対して、登録している入札参加資格の一部を分離する場合や、埼玉県電子入札共同システムで業者IDを得ている事業所が別の事業所へ、登録している入札参加資格を集約する場合をいいます。

⇒**様式による変更**に該当します。

< 提出書類 >

権限変更（一部変更）に当たっては、「共通書類」と「自治体別書類」を作成してください。

共通書類

- 申請地方公共団体報告書（様式 E - 1）
- 申請地方公共団体報告書（基本共通情報）（様式 E - 2）
 - ※ 譲り受ける側の事業所が、埼玉県電子入札共同システムに申請していない場合（ユーザ ID が無い場合）のみ提出してください。
- 競争入札参加資格変更届（契約権限の変更）（様式 E - 3）
- （建設工事を申請する場合）申請事業所の建設業許可情報が分かる書類
 - ※ 建設業許可申請書（様式第 1 号）、営業所一覧表（別紙二）、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）、変更届出書（様式第 22 号の 2）等、申請事業所の事業所名、住所、代表者名、許可業種が分かる書類の写しを提出してください。
- （設計・調査・測量を申請する場合）申請事業所の登録が分かる書類の写し

自治体別書類

- 自治体別書類は、「別冊 契約権限の変更（自治体別書類）」を確認してください。

< 提出方法 >

譲り受ける側の事業所の業者 ID 及びパスワードでファイル添付システムにログインし、「**その他特別な申請（工事の抹消・業種入替等）**」の「**契約権限の変更**」から「共通書類」と「自治体別書類」を添付・送信してください。

譲り受ける側の事業所が業者 ID を得ていない場合、共同受付窓口までご連絡ください。
詳しい提出方法は「書類の提出方法について」をご確認ください。

< 権限変更（一部変更）の流れ >

1. 共通書類と自治体別書類をファイル添付システムで添付・送信してください。
2. 提出書類を収受した後、共同受付窓口と各自治体で記入内容を確認します。
3. 提出書類に不備・不足が無い場合は、各自治体でシステム処理を実施します。
 - ※ 譲り受ける側事業所の申請に関する処理を実施します。
4. (譲り受ける側事業所が埼玉県電子入札共同システムに申請していない場合)
申請受付システムにログインするためのID・パスワードを、共同受付窓口から**譲り受ける側事業所へ**メールで送信します。
5. システム処理が完了すると、申請受付システムのステータスが「審査済」になります。
 - ※ 審査済に変化する時期は、自治体のシステム処理により異なります。
 - ※ ステータスが一齐に審査済へ変化することはありません。
 - ※ 審査済となった自治体については、審査結果通知書がダウンロードできます。
6. 各自治体で譲り渡す側事業所の抹消に関するシステム処理を実施します。
 - ※ システム処理を開始すると、申請受付システムのステータスが「受付済」に変化します。
7. システム処理が完了すると、申請受付システムのステータスが「審査済」に戻ります。
 - ※ 申請内容によっては、譲り渡す側事業所が申請受付システムから削除されます。

< 審査期間の目安 >

提出書類を収受してからすべての処理が完了するまで、およそ1か月半かかります。

- ※ 審査期間は、申請内容により前後します。
- ※ 定期受付実施期間中と4月から5月は審査が集中するため、通常時より審査に時間がかかります。